

§ 4 . 市民活動支援と協働の推進

1 . 課題

「協働」という手段によって地域運営を行うとなると、そこには「協働」の相手方が必要になる。行政が協働事業を行うに当たっては様々な主体との「協働」が考えられるが、中でも「市民活動団体」、「自治会等の地縁型住民組織」に対する期待が高まっている。しかし、「協働」のパートナーとなるべき組織が十分な力量を備えていないことには「協働」という手段が有効に機能しない。その相手方となるべき組織を支援していくことが今後の支援の一つとなるが、その際にいくつかの課題がある。

(1) 対等な関係の構築

「協働」には相手方が必要になるが、相手方が自立し、十分な力を備えた組織でなければ、「協働」によって事業を実施することが難しい。対等な関係でなければ、互いの意思疎通も困難になり、合意形成に支障を来すことや、一方的な押し付けになってしまう互いにとってプラスの関係にならず、本来目的とする相乗効果も期待することができなくなる。

(2) 「協働」の意識

行政内部では、「協働」の推進が大切だと言われており、言葉では理解されているが、実際にはなかなか進んでいない。これは「協働」の実施主体相互の意識に課題があると思われる。

行政側の課題としては、

- ・ 職員の協働に対する理解度が低いこと
- ・ 市民活動団体を知らないこと
- ・ 体制上の問題（人事異動の問題（理解のある担当者が異動してしまうと組織での対応が途切れる。）等）

等がある。

市民活動団体側の課題としては、

- ・ 助成金への依存
- ・ 委託事業と助成事業との勘違い
- ・ 行政への依存
- ・ 行政不信

等がある。

(3) 協働の仕組み

「協働」のための仕組み(協働事業に関する情報提供、協働事業に参画する仕組み等)が十分に整っていない。行政と様々な主体との協働もさることながら、市民活動団体同士の協働や企業、地縁型住民組織と市民活動団体の協働のための仕組み等も整備されていない。

【協働の相手方としての「地域」の課題】

協働の相手方となる主体としての市民活動団体は、「地域」を舞台に活動を行うところが多いが、全ての「地域」に十分に地域課題を把握して活動する市民活動団体があるという訳ではなく、地域課題を解決する協働の相手方としては自治会等の地縁型住民組織やまちづくり協議会等となることもある。その際には、それらの組織が抱える「地域」の課題についても避けて通ることができない。具体的には、

担い手不足と人材活用

リーダーに負担が集中、自治会役員以外の人材不足等

地域的に偏在する課題の多様さ

過疎高齢化集落における集落機能の維持への対応

街中の空洞化、社会基盤の弱体化への対応等

自治会加入率の低下、伝統文化の継承等

等の課題がある。(2008 市町ヒアリング結果(滋賀県コミュニティ活動検討会による。))から。)

滋賀県の「地域」への支援として、昭和50年代に「草の根まちづくり」を始め、草の根ハウスや草の根ひろば等のハード整備を行ってきており、ソフト面では「創意と工夫の郷づくり」事業等があったが、現在は交付金という形で市町へ交付している。

2. 支援の方向

「協働」による地域運営を行うためには、協働の相手方の自立のための支援を行う必要がある。協働の相手方として、市民活動団体、自治会等の地縁型住民組織、まちづくり協議会等の様々な組織があるが、協働の相手方となるこれらの組織が支援の対象となる。従来は、支援する主体としては行政が中心で、その対象は市民活動団体だったが、今後は、社会全体が支援主体となり、支援の対象も全ての協働事業の主体となる。

協働事業の主体には、単体の組織もあれば、多様な主体との連携によってネットワークを形成しているところもある。それぞれの主体がそれぞれの特性を活かしながら、「協働」を実践することによって、「地域」の様々な組織がまちづくりや観光等を目的として協議会を作り、そこが交流・実践の場となり、「地域」が活性化し、県民一人ひとりの活躍の場ができるようなことが期待される。

【「平成20年度 コミュニティ活動支援機能整備検討調査報告書」から】

地域での連携がうまくいっているところの特色としては「地域の課題解決のために地域と密着して活動できるNPO(=市民活動団体)や地域に根ざした活動の中から生まれてくる地域発のNPOの役割が大きいと言える。また、その関係を調整したり、手法を提示したり、活動基盤を整えたりしていくために、各地域の中間支援センター(=市民活動支援センター)の役割も期待されるところである。」と報告されている。

地域で市民活動団体が協働の相手方として活動を進めていくためには、市民活動に対する理解を促すことも重要である。市民活動に対する理解促進を図り、市民活動団体自身の活動を広くPRすることによって、「共感」を覚えた市民が、市民活動団体の会員になったり、活動に賛同して寄付を行ったりすることが期待でき、社会全体で市民活動を応援しようとする気運の高まりも期待できる。

企業においても、企業を支える人々が本来の仕事をこなしながら、市民活動や地域活動に参画することができれば、市民活動の活性化、地域力の向上につながることを期待される。また、こうした活動を通じて、課題となってきた後継者についても、新たな展開が見込める。

3. 支援策

(1) 協働の担い手の基盤強化

協働事業の実施のための協働の相手方の基盤強化支援としては、従来型の支援の強化として、「§3. 市民活動団体の組織運営基盤強化」で触れたとおりだが、従来型の支援から支援対象を拡大し、さらに踏み込んだ具体策が求められる。

市町域の市民活動支援センターとの連携強化

市民活動団体は「地域」を活動の場としていることが多く、また、まちづくり協議会等の活動の場も「地域」である。市民活動団体やまちづくり協議会等の様々な相談やネットワークづくりは、より身近で、「地域」のことにも通じている市町域の市民活動支援センターによる対応が求められ、「地域」の様々なニーズに対応する必要がある。

県域で実施する具体的な支援策としては、県域の市民活動支援センターと様々な市町域の市民活動支援センターのネットワークの充実、適切なアドバイザーや団体の紹介、人材育成の充実等である。

その上で、市民活動団体だけではなく、自治会等の地縁型住民組織や狭域の自治組織として生まれてきたまちづくり協議会等の組織等への支援を行う必要がある。

協働コーディネーターの設置

協働には、行政が関与せずに、地域で課題を共有する主体同士が協働することもあり、地域で幅広く市民活動、協働について理解が図られるようにすることも必要である。その際、協働によって活動を行う様々な主体間を取り持つ「協働コーディネーター」機能を果たす人材が求められる。

信頼関係が築かれた主体間のネットワークで構築された組織自体が市民活動を支援する機能を持つこともあり、そうした組織の中で活躍する人材もあり、自然発生的に協働コーディネーターとして機能しているケースもあるが、人材を育成していく必要もある。

行政の仕事においても、職員の資質として市民活動団体や地域のコーディネーターとしての役割が求められるケースが増えてくると考えられる。行政内部の課題として、県・市町もこうした職員のスキルアップに努めなければならない。

(2) 地域課題を解決するための協働型施策の具体的展開

滋賀県では協働推進のための制度として平成 21 年度から「協働提案制度」を創設し、県事業として、多様な主体からの提案を受け、協働で事業実施を進める。県庁内で協働に対する意識を一層高め、幅広い事例を示すことによって、職員に対して協働をより身近に感じるように取り組む必要がある。

これは、県だけでなく、市町においても同様だが、さらに、県民意識の中に市民活動参画の気運が醸成されることによって、地域活動、市民活動への参加が進み、様々な協働事業の展開が見込まれる。また、課題となっている後継者育成等の人材育成にもつながり、社会全体が社会全体を支える仕組みとなる。

企業への積極的な P R

地域活動の大切さや、協働について啓発を行い、異なる主体のそれぞれが持つ資源や特性を活かしながら、協働することによってより良い成果が生まれ、それぞれにプラスの関係が生まれるということを示す必要がある。特に企業に対する期待感は強くあり、市民活動に関する情報提供だけにとどまらず、市民活動への参画について積極的な働きかけを県・地域の市民活動支援センターが行っていく必要がある。

「ワークライフバランスの確保」によって、企業を支える人々の力が「地域」や「市民活動」にも向けられ、地域力の向上が見込まれ、県内外の企業や、県内で C S R に取り組む企業の集合体である淡海フィランスロピーネット等と連携を図り、広報・啓発に努め、地域活動、社会貢献活動への参加を促進する。

また、企業が C S R 活動を行いたいと考えていても、窓口がどこかわからない、どこに話を持って行けばいいかわからないという声もある。市民活動支援センターに関する情報発信等も必要である。

県民への市民活動へのPR

市民活動団体が何をしているのかが県民に認知されなければ、県民の協力を得ることはできない。県民の理解、支援を得るためには、まず第一に市民活動団体の事業の広報が必要となる。そのためには、情報を提供するための広報媒体の整備は必要だが、さらに、市民活動団体、自治会等の地縁型住民組織等自らがインターネットを活用したホームページの作成や情報誌の発行等による情報発信を行うための支援を行う必要がある。